

議案第5号

新居浜市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について

新居浜市職員定数条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成23年2月21日提出

新居浜市長 佐々木 龍

新居浜市職員定数条例の一部を改正する条例

新居浜市職員定数条例（昭和34年条例第35号）の一部を次のように改正する。

第2条第5号中「37人」を「41人」に改め、同条第6号中「76人」を「72人」に改める。

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

提案理由

公民館の地域主導型への移行、組織機構の改革等に伴い、教育委員会の事務部局及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の定数を改めるため、本案を提出する。